

④ 自動車税は納期限内に納めましょう

軽自動車税

問 税務課(内線 113)

令和 8 年度軽自動車税の納期限(口座振替日)は、6 月 1 日(月)です。納税通知書の裏面に記載されている最寄りの金融機関など(全国の主なコンビニエンスストア)で納付できます。

また「地方税お支払いサイト」では、クレジットカードやインターネットバンキング、スマホアプリでの納付ができます。納付方法などの詳細は「地方税お支払いサイト」をご確認ください。

納期限を過ぎてしまうと、「地方税お支払サイト」での納付やコンビニエンスストアでの取り扱いができませんのでご注意ください。

車検用納税証明書

金融機関などの窓口で納付された方は、領収証書の右側に車検用納税証明書が付いていますので、車検を受ける場合にはご利用ください。口座振替の方は、6 月中旬ごろに発送予定です。

減免手続

軽自動車税は、心身に障がいのある方やその方のために使用する軽自動車について、一定の要件を満たす場合、申請による減免制度があります(生活保護を受給している方が所有する原付バイクなども同様です)。

納期限の 6 月 1 日(月)までに、税務課または各支所地域課で申請してください。なお、令和 7 年度から引き続き障がいを理由とする減免を希望する方で、「軽自動車税種別割減免に係る定期調査書」をすでに提出されている場合、上記申請は必要ありません。ただし、申請時から状況に変更がある場合は改めて申請が必要です。

お持ちいただくもの

1. 障害者手帳(手帳の交付年月日は、減免申請する日の属する年の 4 月 1 日以前である必要があります)
2. 令和 8 年度軽自動車税納税通知書
3. 運転する方の運転免許証(マイナ免許証の方は事前にご相談ください)
4. 納税義務者のマイナンバーのわかるものおよび身分証明書

自動車税(種別割)

問 県水戸県税事務所 TEL 029-221-6605

自動車税(種別割)は、4 月 1 日現在で自動車を所有(割賦販売契約の場合は使用)している方に課税されます。今年度の納期限は 6 月 1 日(月)です。

納期限までに、お近くのコンビニエンスストア、金融機関、郵便局または県税事務所窓口で必ず納付してください。

スマホ決済(納付書の二次元コード読み取り)または「地方税お支払いサイト」より、クレジットカードでの納付も可能です。納付方法の詳細については、納税通知書に同封されているお知らせをご確認ください。

※障害者手帳をお持ちの方は、一定の要件を満たす場合、納期限までの申請により減免される場合があります。